2021 年度福岡県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
実践研修　開催要項

1　研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）・児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」とする）の養成を図ることを目的とする。

2　実施主体　　公益社団法人 福岡県社会福祉士会（福岡県指定研修事業者）

3　研修対象者

以下に掲げる障がい福祉サービスのいずれかを実施する事業者等において、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者であって、令和元年度以降にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修修了し、かつ相談支援従事者初任者研修１日目・２日目を修了している者であって、両研修修了より実務経験２年を経過した者

（1）療養介護　　（2）生活介護　　（3）自立訓練（機能訓練）　　（4）共同生活援助
（5）自立訓練（生活訓練※宿泊型も含む）　　（6）自立生活援助　　（7）就労移行支援
（8）就労継続支援Ａ型　（9）就労継続支援Ｂ型　（10）就労定着支援　（11）障害者支援施設
（12）児童発達支援　　（13）放課後等デイサービス　（14）居宅訪問型児童発達支援
（15）保育所等訪問支援　（16）障害児入所支援

※詳細な業務内容については別紙１－１及び別紙１－２参照。

4　研修形態　e-ラーニングによる遠隔化講義及び zoom ミーティングを使用したオンライン研修

5　研修内容（予定）

	時　間	内　　容
動画配信（事前視聴）	約 4 時間	障害福祉の動向／個別支援会の運営方法／サービス担当者会議におけるサービス管理責任者の役割／自立支援協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組
１日目	9：00 ～ 17：10 頃	サービス提供に関する講義及び演習（モニタリングの方法、個別支援会議の運営方法）／人材育成の手法に関する講義及び演習（サービス提供職員への助言・指導について／OJT としての事例検討会の進め方）／多職種及び地域連携に関する講義及び演習（サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者等の役割、（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取り組み、サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ
２日目		

6　受 講 料

２５，０００円　（テキスト・資料代含む）

7　受講定員　下記のとおり

８　研修日程　全２日間（各回の研修内容は同じです）

◆事前動画配信（e-ラーニングによる遠隔化講義）

期　間		定　員	会　場
第１回	９月 27 日（月）～10 月３日（日）	150 名	e-ラーニングによる遠隔化講義
第２回	11 月１日（月）～11 月７日（日）	150 名	
第３回	11 月 29 日（月）～12 月５日（日）	150 名	
第４回	１月３日（月）～１月９日（日）	150 名	
第５回	１月 31 日（月）～２月６日（日）	200 名	

◆講義・演習　　※受講日程の選択はできません

期　日		定　員	会　場
第１回	10 月６日（水）～７日（木）	50 名	zoom ミーティング を使用したオンライン研修
第２回	10 月 13 日（水）～14 日（木）	50 名	
第３回	10 月 20 日（水）～21 日（木）	50 名	
第４回	11 月９日（火）～10 日（水）	50 名	
第５回	11 月 17 日（水）～18 日（木）	50 名	
第６回	11 月 24 日（水）～25 日（木）	50 名	
第７回	12 月８日（水）～９日（木）	50 名	
第８回	12 月 15 日（水）～16 日（木）	50 名	
第９回	12 月 23 日（木）～24 日（金）	50 名	
第 10 回	１月 12 日（水）～13 日（木）	50 名	
第 11 回	１月 19 日（水）～20 日（木）	50 名	
第 12 回	１月 26 日（水）～27 日（木）	50 名	
第 13 回	２月９日（水）～10 日（木）	50 名	
第 14 回	２月 16 日（水）～17 日（木）	50 名	
第 15 回	２月 24 日（木）～25 日（金）	50 名	
第 16 回	３月２日（水）～３日（木）	50 名	

【注】zoom ミーティングを使用したオンライン研修について

講義・演習は zoom ミーティングを使用したオンライン研修となります。zoom ミーティングでは受講者１名に対して１つパソコンが必要です（タブレットやスマートフォンなどでの参加はご遠慮ください）。**必ずパソコンと無線ルーターをケーブルで接続した状態**で研修にご参加ください。

無線 LAN のままでの研修参加は研修の進行に支障が生じますので、ご了承ください。

研修中は研修に集中し参加出来る環境を確保してください。周りの雑音等が研修に支障をきたさぬよう、イヤホンやヘッドセット等を使用して研修に参加してください。

【受講申込者が所属する法人の方へ】

・e-ラーニングによる事前動画配信は約４時間となります。視聴には通信料がかかりますので、通信制限のない環境（Wi-Fi など）を整えてください。受講環境・時間を確保のうえ、視聴期間内に受講して頂きますようお願い致します。

・zoom ミーティングを使用した演習では、受講者１名に対して１台パソコンが必要になります。同じ事業所内から複数名受講される場合には、同じパソコンを使用して同時に研修を受けることは出来ません（別日受講であれば可）。また、接続不要等による通信障害が生じた場合、退席扱いとなります。安定した通信環境で受講していただきますようお願い致します。

（問い合わせ先：福岡県社会福祉士会 事務局 TEL：０９２－４８３－２９４４）

９　申込方法

①　本会ホームページ（https://www.facsw.or.jp/）にアクセスし、【サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修】のバナーをクリックする。

②　ページに掲載されている情報を確認し、【研修申し込み】のボタンから申込情報を入力する。

③　申し込みに必要な書類を準備し、郵送する。

１０　研修申し込みに必要な書類

①　【様式１】実務経験証明書…コピー可。

※実務経験の証明に関しては、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修と相談支援従事者初任者研修の両研修を修了した翌日から２０２２年２月末日（見込み）で記入してください。

※申込み締切 8/27（金）までに届かない場合は、受講決定後であっても受講をお断りいたします。

② サービス管理責任者基礎研修又は児童発達支援管理責任者基礎研修の修了証書の写し

③ 相談支援従事者初任者研修１日目、２日目受講証明書または修了証書の写し

④　【様式２】法人推薦

※法人推薦のある方は必要事項を記入し、公印を押印の上、必要書類としてご郵送ください。
法人推薦のない方は添付の必要はありません。

上記①～④を**郵送**でお送りください。（ＦＡＸやＥメールでは受理いたしません）

※ 内容に**空欄**、**不備**、**虚偽**等があった場合は、申込を受付けない場合があります。

１１　申込期間

２０２１年　８月１０日（火）　～　８月２７日（金）　※１７：００必着

※消印有効ではございません。余裕をもってお申込み下さい。

※上記申込期限を過ぎた後の申込はいかなる理由があっても受付いたしません。

１２　申 込 先

公益社団法人福岡県社会福祉士会　サービス管理責任者等　実践研修係　宛て

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-9-12-5F

TEL 092-483-2944　FAX 092-483-3037

E-mail　info@facsw.or.jp

１３　受講決定について

受講申込書および履歴書の記載事項により、締切後、選考により受講可否を決定し、９月中旬頃に可否決定等発送先宛てに通知します。

※ 先着順ではございません。また、受講申込者数が受講定員を上回った場合は、福岡県と協議の上で受講者の選考を行うこととしております。なお、その場合は原則として、福岡県内の事業所等に従事予定の方及び法人内での受講推薦の優先順位が高い方等を優先的に受講決定することとしております。

※ ９月末になっても受講可否の通知が届かない場合は、お問い合せください。

※ 受講可否について、電話による事前のお問い合わせはお受けいたしかねます。

１４　留意点

① 研修修了者全員に、修了証書番号、修了年月日、氏名等必要事項を記載した修了証書を交付します。

② 研修修了者について、上記①に掲げる事項等を記載した名簿を作成し、本会および福岡県にて厳重に管理します。

③ 受講申込書等に虚偽の記載があった場合は、受講を取り消す場合があります。

④ 受講申込書等に記載された個人情報は、本会のご案内および本研修の運営目的以外には使用いたしません。

⑤ 受講料の納入方法・期限等については、受講決定通知書にてご案内します。

⑥ 申込み後、**受講をキャンセルされる場合は、受講者名、キャンセル理由等が分かるよう書面にて作成していただき、FAX またはご郵送下さい。**

受講決定後、お振り込みがなく受講を無断でキャンセルされた方（事業所）は、次回の受講をお断りします。

⑦ 次の各号のいずれかに該当する者は、受講を取り消すことがありますのでご注意ください。

（１）１５分以上の遅刻、退席及び居眠りをした者

（２）携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン等、録音、録画、撮影ができる機器を許可なく使用した者

（３）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと判断された者

（４）受講態度について注意されたにも関わらず改めない者

（５）その他研修に支障のある行為が認められた者

⑧ 自然災害等により研修会を延期する場合がございます。その場合は、前日 13：00 迄に本会ホームページ（URL：https://www.facsw.or.jp/）に掲載致しますのでご確認ください。